コーポレート・ガバナンス報告書

2025年9月30日

会 社 名 株式会社D&I

代表者名 代表取締役 小林 鉄郎

問合せ先 取締役管理部長 谷口 真市

T E L (03) 5577-6257

U R L https://dandi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

- I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報
- 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社TK	2, 700, 000	86. 82
小林 鉄郎	249, 900	8.04
ほくりくスタートアップコミュニティ投資事業有限責任組合	160,000	5. 14
株式会社リハス	100	0.00

支配株主名	株式会社TK
-------	--------

補足説明

株式会社TKは、代表取締役小林鉄郎氏により総株主の議決権の過半数が所有され、同氏が代表取締役を務める資産管理会社になります。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

- Ⅱ.経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	_
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	_

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会	なし
の有無	

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない				
定款上の監査役の員数	3名以内				
監査役の人数	1名				

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果 等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	_

会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係(※1)											
		a	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
鎌田 智	弁護士													

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g 及びh のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 1. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する	選びの理由
	役員	補足説明	選任の理由
鎌田 智		該当事項はありません。	弁護士であり、上場会社における監査役経験を有し、
			監査役監査に関する高い見識および豊富な経験を有し
			ています。客観的な立場から、有益な監査を期待でき、
			社外監査役に適任と判断しております。また、当社と
			の間に特別な利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	_
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストックオプション制度の導入
実施状況	

ストックオプションの付与対象者	取締役、従業員
-----------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

口. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は 取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。 ハ.会計監査

当社は、オリエント監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年6月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、吉田岳仙氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二. 内部監査

内部監査は、代表取締役直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

当社のコンプライアンス委員会(委員長:代表取締役 小林鉄郎)は、全取締役3名及び監査役1名、執行役員3名、内部監査担当者1名の計8名で構成され、主にコンプライアンス及びリスク管理に係る方針、施策の策定や管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。3か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき事項であると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォーム	今後検討すべき事項であると考えております。
への参加その他機関投資家の議決	
権行使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作	今後検討すべき事項であると考えております。
成・公表	
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnet において開
	示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載しておりま
	す。
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者とし管理部を担当部署として IR 活動を行
	っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダ	今後検討すべき事項と考えております。
ーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社
供に係る方針等の策定	ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報
	開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力対応規程」を策定し、当社の全役員、 従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、 警察、暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応 しております。尚、公益財団法人暴力追放運動推進都民センターにも賛助会員として加入しております。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェ

ックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力 であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしてお ります。

V. その他

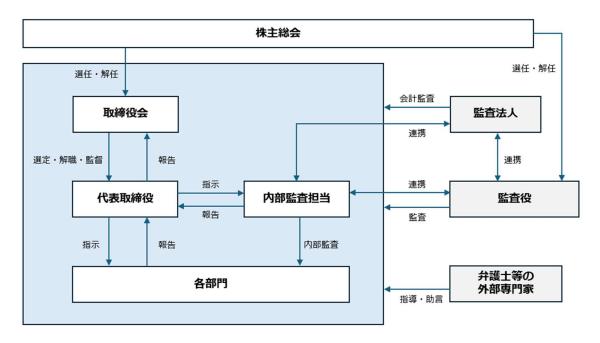
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入	なし
-------------	----

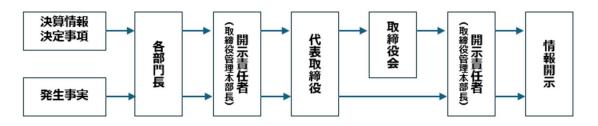
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上